

令和5年度豊中市女性の活躍促進支援事業に関する仕様書

業務名称 令和5年度豊中市女性の活躍促進支援事業

履行期間 契約締結日から令和6年（2024年）3月31日（日）までとする。

1. 目的

市内各事業所で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮する女性活躍を促進するため、就労継続、職場風土改善やワークライフバランスなど働き方改革を効果的に推進するよう事業所に向けて女性活躍促進支援事業を実施する。

2. 業務実施期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日（日）までとする。

3. 業務対象区域

豊中市内

4. 業務概要

- (1) セミナーの企画・運営（テキスト作成含む）・講師等派遣（講師謝金及び旅費を含む）
 - ア 経営者・管理職を対象としたセミナー
 - イ 一般職員を対象としたセミナー
- (2) 事業者へのアドバイザー派遣（講師謝礼金及び旅費を含む）
- (3) (1)～(2)に係る参加者募集の広報活動
- (4) (1)～(2)に係る周知啓発用チラシデータの作成及び(1)～(2)のチラシの印刷
- (5) 経営者・管理職を対象としたセミナーとアドバイザー派遣を連動させ、相乗効果を高める提案の実施
- (6) (1)～(2)に係るアンケート調査の実施
- (7) 豊中市女性活躍推進事業者等登録・認証制度に係る周知啓発
- (8) 豊中市女性活躍推進企業認証ロゴ及び認証証の作成
- (9) その他、市が必要と認める業務内容

5. 事業内容

- (1) セミナーの企画・運営
 - ア 経営者・管理職を対象としたセミナー
 - ・目的：女性が活躍していくために職場の理解と環境づくりの重要性について改めて考え、取組みへとつながるセミナーを開催し、職場の経営者・管理職の意識改革を行っていく。
 - ・実施時期：令和5年10月～令和6年2月
 - ・対象者：豊中市内事業所の経営者・管理職、
 - ・募集人数：各回25人程度
 - ・開催回数：3回以上実施すること。
 - ・内容：① 女性の活躍推進やワークライフバランス等の内容を含むセミナーを実施し、経営者・管理職の意識改革を図る。
② 働く女性の能力を高め力を発揮できることは、事業所にメリットがあることを経営者・管理職に認識してもらう。
③ テレワークや短時間正社員制度など、女性の就労継続が企業の経営の安定につながる取組事例を紹介する。
④ 参加事業者を後述のアドバイザー派遣に結び付け、相乗効果を図る

ことにより具体的な取組みを促進する。

イ 一般社員を対象としたセミナーの企画・運営

- ・目的：ライフステージごとのキャリアへの課題や性別役割分担意識に気づくセミナーを開催し、女性が働くことへの意識向上を図る。
- ・実施時期：令和5年10月～令和6年2月
- ・対象者：豊中市内事業所の管理職以外の社員
- ・募集人数：各回20人程度
- ・開催回数：3回以上実施すること。
- ・内容：① 多様な働き方やキャリア形成についてのセミナーを実施し、自分らしい働き方について認識する。
② 社員同士の交流によるネットワークづくりの機会を提供する。
③ 女性管理職の講演など、モデルとなる人物像を示し、キャリア継続等の意識を学び女性活躍の推進を図る。

ウ ア・イの共通事項

- ・講師の派遣について、セミナーを実施するにあたり、その目的を達成するのに十分な実績と能力を兼ね備えた講師をセミナー毎に1人以上を手配すること。
- ・各セミナーで使用するテキストは、上記ア・イの内容を盛り込んだものを準備すること。配布用のテキスト・資料については、既存のテキストを使用しても差し支えないが、受講者がわかりやすいものとなるよう図、グラフ、イラスト等に工夫を凝らしたものとし、事前に市に提出のうえ承認を得ること。

(2) 事業者へのアドバイザー派遣

- ・目的：豊中市内の事業者に対して、女性活躍やワークライフバランスなどの専門的な知識や経験等を有するアドバイザーを派遣し、必要なアドバイスや情報提供を行い、事業者における課題等を解決することにより女性の職業生活における活躍を促進する。
- ・実施時期：令和5年10月～令和6年2月
- ・対象者：市内事業者5社以上
- ・実施手法：1事業者あたり最大2回派遣
- ・内容：① 女性活躍に関する現状の課題についてのヒアリング及び課題の抽出と把握
② 事業者における課題の整理及び解決に向けた助言や提案
- ・アドバイザーの手配について、女性活躍推進やワークライフバランス、職場環境改善に関する専門的な知識と経験を有する専門家を手配すること。

(3) (1)～(2)に係る参加者募集の広報活動

参加者・参加企業の募集及び開催告知等について、広く周知されるよう、市と十分協議・連携した上で積極的な広報活動を行うこと。

(4) (1)～(2)に係る周知用チラシの制作（企画・構成）

ア (1)～(2)に係る周知啓発用チラシデータの作成

イ (1)～(2)のチラシの印刷：2,000部

※公共施設への配架依頼は市が実施する予定

- (5) 経営者・管理職を対象としたセミナーの参加者や、アドバイザー派遣先事業者積極的に働きかけ、両者を連動させ、支援対象事業者の掘り起こしの実施
- (6) (1)～(2)に係るアンケート調査の実施
参加者及び参加事業者に対してアンケート調査を実施し、取りまとめ分析のうえ、人権政策課あて書面及び電子データで提出報告すること
- (7) 豊中市女性活躍推進事業者等登録・認証制度の周知・啓発
- ・目的：豊中市では女性活躍推進の取組みを行っている豊中市内の企業やNPO法人等に対して取組内容により登録・認証する制度の実施を予定している。この制度の周知・啓発を行うことにより、女性の活躍推進を促すことを目的とする。
 - ・実施時期：令和5年10月～令和6年3月
 - ・ヒアリング目標：市内事業者等 20社以上
 - ・内容：① (1)～(2)の各事業において、事業者等に対して積極的な制度の説明や応募への働きかけ
② 市内事業者への訪問や電話、メール等などによる効果的な啓発の実施
③ 市内事業者への制度に関するヒアリング、ヒアリングの分析
④ 周知用チラシデータの作成
 - ・参考：認証基準（以下の項目に取り組んでいる場合に認証）
 - 女性活躍に関する推進体制及び職場風土の醸成
 - 働きやすい職場環境、ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 採用・職域・拡大・管理職登用などの女性活躍の推進
 - 女性の登用に関する現状・方針・取組内容の具体的な開示
 - その他、女性の活躍に関する先進的な取組の実施
- (8) 豊中市女性活躍推進企業認証ロゴ及び認証証の作成
- ・目的：認証の取得が事業者のイメージ向上につながるような、ロゴマークのデザイン及び認証証のデザイン作成
 - ・内容：① 企業認証ロゴマークのデザインについては豊中市の特徴（(例) 風景・植物・文化等）と女性活躍推進をイメージできるようなロゴマークであること。
② 認証証のデザインについては認証企業において掲示、一般向けへのPRを目的としていることを想定した、上記ロゴマークのデザインを使用したものであること。（A4判縦、横書きを想定）
 - ・留意事項：① 当該ロゴマークのデザインについては、パンフレット、名刺、ステッカーなど、各種の印刷物等に使用されることに留意し、デザインは拡大・縮小しても使用可能なものとする
② ロゴマークはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
③ 採用された企画案については、内容に修正指示を出す場合がある。
④ 採用された企画案の著作権、使用権その他知的財産の権利一切は、豊中市に帰属する。

(9) その他

セミナー実施の検証を行うため、各セミナーが適正に実施されたことがわかる講師の署名又は押印がなされた資料を作成し、各セミナー終了後、人権政策課あて提出すること。

6. 成果物

(1) 業務実施計画書

(2) 事業責任者届

(3) 業務報告書

(実施内容、実施日時、各セミナーの写真等(紙媒体・電子データ)、課題、今後の方向性などが記載されたもの、アンケート調査結果・分析、ヒアリング調査結果・分析)

(4) 各事業に係るチラシのデザインデータ及び事業内容(1)～(2)のチラシ

(5) 各セミナーのテキスト

(6) ロゴマークの基本デザインデータ(カラー及び白黒)

(7) 認証証の基本デザインデータ(カラー及び白黒)

(8) 業務完了届(任意様式)

7. 業務体制

総括責任者を1名、その他従事者として担当者を2名以上配置する。

8. その他

(1) 契約締結後、速やかに本業務委託のスケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。また、業務状況について定期的に報告すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、関連する法令等を遵守すること。

(3) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(5) 個人情報については、個人情報保護法及び豊中市個人情報保護条例に基づき適正な取扱いを行うこと。

(6) 本業務の委託料は、業務完了後、検査合格したのち受託者からの請求により支払うものとする。

(7) 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。

(8) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、受託者が負う。

(9) 応募費用、書類等に係る費用はすべて応募者の負担とする。

(10) 提出された書類は返却しない。

(11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。